

上尾市
介護予防・日常生活支援総合事業の手引き

令和4年1月（第1版）

上尾市高齢介護課



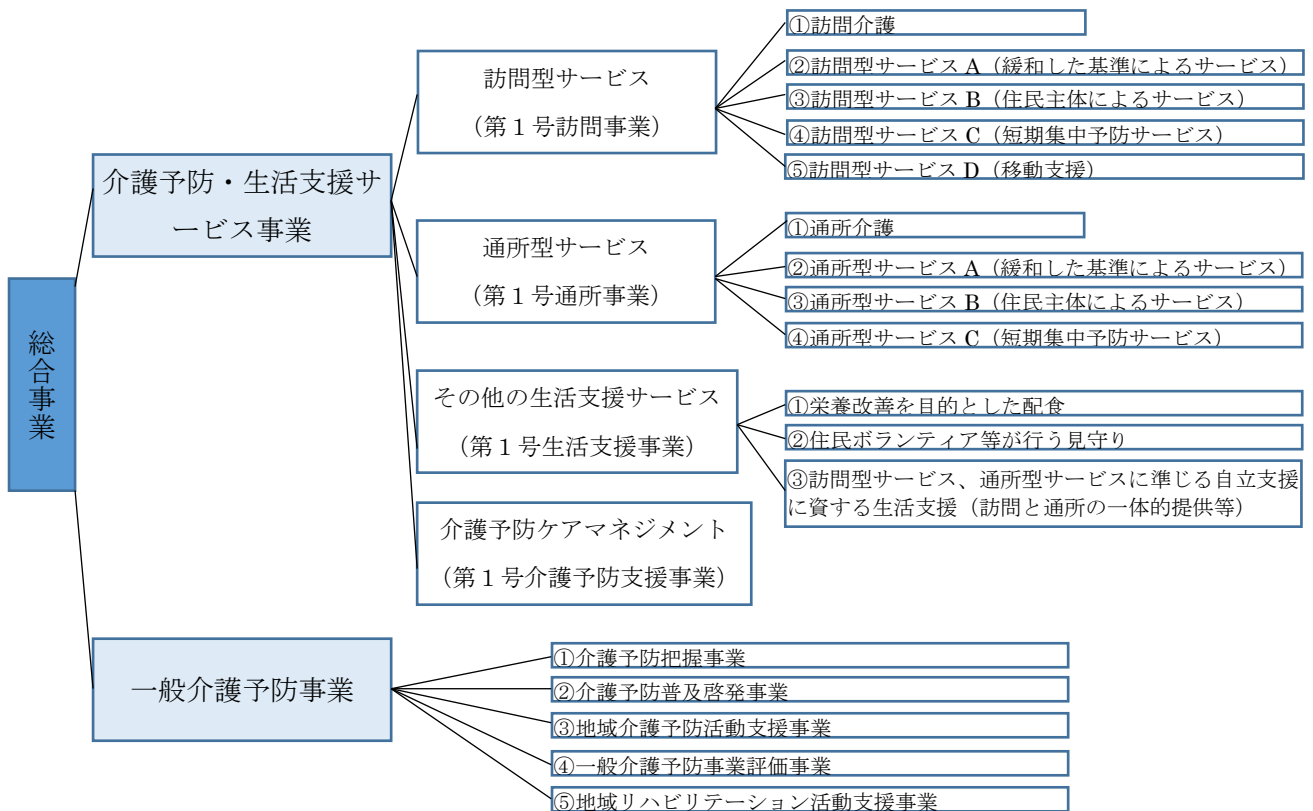
I 基本方針等

1 本基準の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、要支援者の多様なニーズに多様なサービスを提供するもので、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく二分され、地域の実情に応じて、実施されるものです。本手引きは、介護保険法、介護保険法施行規則及び上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（以下、「実施規則」という。）に基づき、上尾市における総合事業の実施方法及び実施事業者の指定基準について定めています。

2 用語の定義とサービス内容

介護予防ケアマネジメントにより総合事業のサービス利用が適当とされた要支援認定者、厚生労働省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（以下、「事業対象者」という。）は以下のサービスを利用することができます。ただし、訪問型サービス B、通所型サービス B、訪問型サービス D については、利用者の半数以上が要支援者等であれば利用対象者全てが要支援者等でなくても補助の対象となります。



【訪問型サービス（第1号訪問事業）】

| 種別 | ①従前相当サービス | ②訪問型サービスA (緩和した基準) | ③訪問型サービスB (住民主体) | ④訪問型サービスC (短期集中予防) | ⑤訪問型サービスD (移動支援) |
|----------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|--|---------------------|
| 提供主体 | 介護保険事業所 | 介護保険事業所、NPO等 | 地域の住民 | 介護保険事業所、民間事業者 | 福祉有償運送事業者、地域住民等 |
| 提供者 | 訪問介護員 | 初任者研修や入門的研修の修了者 | 資格を持たない 元気高齢者 | 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等 | 元気高齢者等 |
| サービス内容 | 【身体介護】 | 【身体介護不可】 | 【身体介護不可】 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じこもり予防支援 認知機能の低下予防 うつ予防 運動器の機能向上支援 | 買い物・通院等の移動支援 |
| | 【生活援助】 掃除、洗濯、買い物等 | | 【生活援助】 掃除、洗濯、買い物、 草むしり等 | | |
| ケアマネジメント | ケアマネジメントⅠ | ケアマネジメントⅠ | ケアマネジメントⅢ | ケアマネジメントⅠ | ケアマネジメントⅢ |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定 | 補助 | 事業者指定 | 補助 |

【通所型サービス（第1号通所事業）】

| 種別 | ①従前相当サービス | ②通所型サービスA (緩和した基準) | ③通所型サービスB (住民主体) | ④通所型サービスC (短期集中予防) |
|----------|-------------|-----------------------|---------------------|---|
| 提供主体 | 介護保険事業所 | 介護保険事業所、NPO | 地域の住民 | 介護保険事業所、民間事業者 |
| 提供者 | 通所介護事業所の従事者 | 初任者研修や入門的研修の修了者 | 資格を持たない 元気高齢者 | 保健師、看護師、理学療法士、 作業療法士等 |
| サービス内容 | 従前の通所介護と同様 | ミニデイサービス等 | 自主的な通いの場 | <ul style="list-style-type: none"> 体力の改善支援 健康管理の維持・改善 閉じこもり予防支援 ADLやIADLの改善支援 |
| ケアマネジメント | ケアマネジメントⅠ | ケアマネジメントⅠ | ケアマネジメントⅢ | ケアマネジメントⅠ |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定 | 補助 | 事業者指定 |

【その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）】

| 種別 | ①配食 | ②見守り | ③その他 |
|----------|--|-----------------|---------------------------------|
| 提供方法 | 要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるもの | | |
| サービス内容 | 栄養改善を目的とした配食 | 住民ボランティア等が行う見守り | 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 |
| ケアマネジメント | 訪問型サービスや通所型サービスにて実施 | | |
| 実施方法 | 上尾市による直接実施、委託、補助 | | |
| 実施状況 | <u>上尾市では未実施</u> | | |

Ⅱ 総合事業の目指すものとサービス利用の流れ

1 総合事業の目指すもの

①多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進めます。

②高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加ニーズは高く、高齢者による地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取り組みを推進します。

③介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。理学療法士などのリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

④市、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有し、多職種によるケアマネジメント支援を行います。

⑤認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に入門的研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに取り組みます。

2 サービス利用の流れ

①相談

市や地域包括支援センターの窓口相談に来た被保険者に対し、介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明します

明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付によるサービス（介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等）を希望している場合は、要介護認定等の申請の手続きにつながります。

また、介護予防のための住民主体の通いの場など、一般介護予防の利用のみを希望する場合は、それらのサービスにつながります。

※説明の際には、「介護予防・生活支援サービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービス利用が可能であること」に注意してください。

②基本チェックリストの活用・実施

相談した被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分（介護予防・生活支援サービス／要介護認定等申請／一般介護予防事業）の振り分けを行います。

③介護予防ケアマネジメントの実施とサービスの開始

利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

介護予防ケアマネジメントは、利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが行いますが、居宅介護支援事業所への委託も可能です。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態、意向等をふまえ、①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントⅠ）②簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントⅡ）③初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントⅢ）の3パターンに分けて行われます。

※厚生労働省の示す介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメントABCで表されますが、介護予防・生活支援サービスのサービスABCと差別化するため、上尾市では、ケアマネジメントⅠⅡⅢで定義しています。

④介護予防サービス費等区分支給限度基準額の考え方について

事業対象者に係る第一号事業支給費の支給限度額は、「要支援1」に係る第一号事業支給費の支給限度額について介護保険法第55条第1項の規定により算定された額でプランを作成します。ただし、プランを作成するケアマネジャーが特に必要と認める場合には、「要支援2」の限度額を使うことができます。

※具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方

| ①ケアマネジメント I（原則的な介護予防ケアマネジメント） | |
|--|---|
| 従前の予防給付に対するケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。モニタリングは、少なくとも3か月ごとに行います。 | |
| ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合（ <u>従前相当サービス、サービスA、サービスC</u> ） ・その他、地域包括支援センターが必要と判断した場合 | (1)アセスメント (2)ケアプラン原案作成 (3)サービス担当者会議 (4)利用者への説明・同意 (5)利用者・サービス提供者へのケアプランの確定・交付 (6)サービス利用開始 (7)モニタリング（給付管理） |

| | |
|--|---|
| <p>②ケアマネジメントⅡ（簡略化した介護予防ケアマネジメント）</p> <p>アセスメントからケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントⅠと同様ですが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更を行う簡略化したケアマネジメントです。</p> | |
| <p>・①③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合）</p> <p>※上尾市では現在のところ、ケアマネジメントⅡを利用する想定はありません。</p> | <p>(1)アセスメント</p> <p>(2)ケアプラン原案作成</p> <p>((3)サービス担当者会議) 省略可</p> <p>(4)利用者への説明・同意</p> <p>(5)利用者・サービス提供者へのケアプランの確定・交付</p> <p>(6)サービス利用開始</p> <p>((7)モニタリング (適宜)) 省略可</p> |

| | |
|--|--|
| <p>③ケアマネジメントⅢ（初回のみ介護予防ケアマネジメント）</p> <p>ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等（サービスB、D）を利用する場合に実施するものです。初回のみケアマネジメントを実施し、ケアマネジメントの結果を利用者に理解してもらった上で、住民主体の支援等につなげます。その後のモニタリング等はいりません。ケアマネジメントの開始月分のみ、ケアマネジメント費が支払われます。</p> <p>※初回のみケアマネジメントのため、利用者の状況に変化があった場合（要支援から要介護に区分変更等）には、適宜サービス提供者から地域包括支援センターに連絡する体制を整えておく必要があります。</p> | |
| <p>・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用（サービスB、D） 配食等のその他の生活支援サービスの利用につなげる場合</p> | <p>(1)アセスメント</p> <p>(2)ケアマネジメント結果案作成</p> <p>(3)利用者への説明・同意</p> <p>(4)利用するサービス提供者等への説明・送付</p> <p>(5)サービス利用開始</p> |

【ケアマネジメントの考え方】

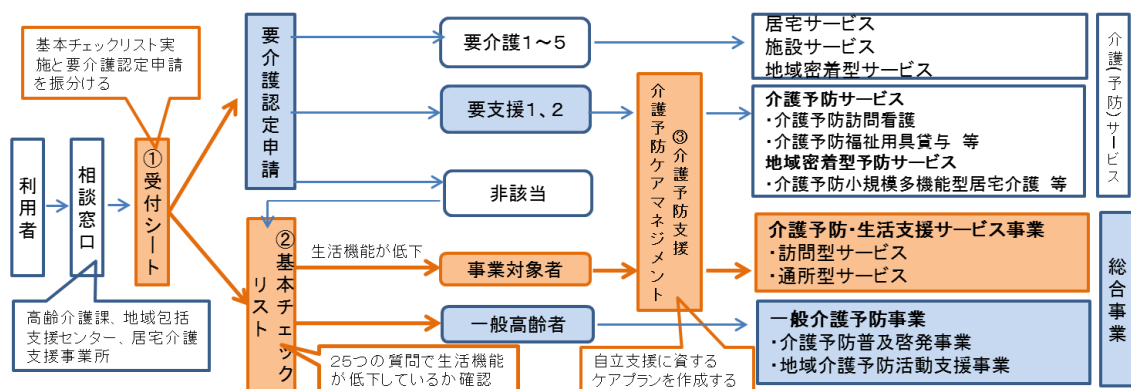
| プロセス | ケアプラン | 利用サービス | 提供開始月 | 2月目 | 3月目 | 4月目 | |
|----------------------------------|-------|-------------------------|-----------|---------------|------|------|------|
| 原則的な ケアマネジメント (ケアマネジメントⅠ) | 作成有 | 指定事業所のサービス (サービスC含む) | サービス担当者会議 | ○ | × | × | ○ |
| | | | モニタリング | — | ○ | ○ | ○ |
| | | | 報酬 | 基本報酬 +初回加算 | 基本報酬 | 基本報酬 | 基本報酬 |
| 簡略化した ケアマネジメント (ケアマネジメントⅡ) | | その他のサービス (想定する事業無し) | サービス担当者会議 | △ | × | × | × |
| | | | モニタリング | — | × | × | △ |
| | | | 報酬 | 基本報酬 +初回加算 | 基本報酬 | 基本報酬 | 基本報酬 |
| 初回のみ ケアマネジメント (ケアマネジメントⅢ) | 作成無 | その他のサービス (サービスB、D等) | サービス担当者会議 | × | × | × | × |
| | | | モニタリング | — | × | × | × |
| | | | 報酬 | 基本報酬 +初回加算 | × | × | × |

※指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要です。

※モニタリングの「—」は、アセスメント実施のため、モニタリングをしません。

※「△」は必要時には実施します。

3 サービス提供までのイメージ



4 サービス提供事業者の指定について

- ① 総合事業における訪問型、通所型サービスを実施する事業者は、上尾市の事業所指定を受ける必要があります。
- ② 上尾市の指定を受けるためには、上尾市介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業者指定申請書（第1号様式）と添付資料を提出する必要があります。新規の指定を提出するときは、サービス提供開始月の前々月の末日までに書類提出をお願いします。
なお、申請に係る書類は、上尾市ホームページの「総合事業の指定、変更申請等」をご確認ください。
- ③ 事業所の指定を受けた事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示をしてください。
- ④ 指定の期間は6年間です。指定の更新を受けるときは、指定期間満了日の**1月前**までに事業所ごとに更新申請をしてください。また、指定期間の途中で指定の変更をするときも同様に**1月前**までに変更申請をしてください。
- ⑤ 指定を受けた事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、**10日**以内に、上尾市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所変更届出書（第4号様式）と添付書類を提出する必要があります。
- ⑥ 指定を受けた事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとする時は、その廃止、休止又は再開する日の**1月前**までに、上尾市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により、届出をする必要があります。